

# 平成 28 年度設備設計一級建築士講習のご案内

平成 28 年 5 月

登録講習機関  
公益財団法人 建築技術教育普及センター  
登録年月日：平成 20 年 11 月 28 日 登録番号：第 1 号

平成 20 年 11 月 28 日に施行された改正建築士法により、平成 21 年 5 月 27 日以降、一定規模以上の建築物の設備設計については、原則として、設備設計一級建築士が自ら設計を行うか若しくは設備設計一級建築士に設備関係規定への適合性の確認を受けることが義務付けられることとなりました。設備設計一級建築士の資格を取得するには、原則として、一級建築士として5年以上設備設計の業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習の課程を修了することとされております。

当センターは、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関として、設備設計一級建築士講習を実施いたします。

## § 1. 講習案内

### 1-1. 受講申込関係書類の頒布

- (1) 頒布期間 平成 28 年 5 月 23 日(月)～6 月 24 日(金) (ただし、土曜日、日曜日は除く。)
- (2) 頒布時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分 (ただし、最終日の 6 月 24 日は午後 3 時まで。)
- (3) 頒布場所 当センター各支部並びに各都道府県の建築士会
- (4) 頒布価格 1 セット 1,080 円 (うち消費税額 80 円)

### 1-2. 受講申込書の受付

- (1) 受付期間 平成 28 年 5 月 30 日(月)～6 月 24 日(金) (受付締切日の消印のあるものまで有効)
- (2) 申込方法 当センター本部宛に郵送(簡易書留)で申込んで下さい。

### 1-3. 受講申込区分 (下記の 5 種類の申込区分から該当する区分で申込んで下さい。)

- (1) 申込区分Ⅰ (全科目)  
講習の全科目を受講する場合の申込区分で、「一級建築士」が対象となります。
- (2) 申込区分Ⅱ (法適合確認のみ)  
平成 26 年度又は平成 27 年度に実施された設備設計一級建築士講習の修了審査において「設計製図」に合格された方が、講義及び修了審査のうち、「設計製図」に対応する「建築設備に関する科目」の免除を希望する場合の申込区分です。なお、平成 26 年度設備設計一級建築士講習の修了審査において「設計製図」に合格された方がこの申込区分で受講できるのは、今回までとなります。
- (3) 申込区分Ⅲ (設計製図のみ)  
平成 26 年度又は平成 27 年度に実施された設備設計一級建築士講習の修了審査において「法適合確認」に合格された方が、講義及び修了審査のうち、「法適合確認」に対応する「設備関係規定に関する科目」の免除を希望する場合の申込区分です。なお、平成 26 年度設備設計一級建築士講習の修了審査において「法適合確認」に合格された方がこの申込区分で受講できるのは、今回までとなります。
- (4) 申込区分Ⅳ (建築設備士)  
「一級建築士」であり、かつ「建築設備士」の資格を有する方が、講義及び修了審査のうち、「建築設備に関する科目」の免除を希望する場合の申込区分です。
- (5) 申込区分Ⅴ (全科目免除)  
平成 26 年度又は平成 27 年度に実施された設備設計一級建築士講習の修了審査において「法適合確認」に合格され、かつ、「建築設備士」の資格を有する方が、全ての講義及び修了審査の免除を希望する場合の申込区分です。なお、平成 26 年度設備設計一級建築士講習の修了審査において「法適合確認」に合格され、かつ、「建築設備士」の資格を有する方がこの申込区分で受講できるのは、今回までとなります。

### 1-4. 設備設計一級建築士の資格取得まで



※1 講義は、申込区分Ⅱ又はⅣは1日、申込区分Ⅲは2日間。 ※2 申込区分Ⅴの場合、全ての講義及び修了審査が免除されます。  
※3 交付申請の期間は、修了日から1年以内です。(詳細は、1-11.「設備設計一級建築士証の交付手続き」を参照)

#### [注] 建築設備士資格取得による「設計製図」科目免除の特例措置について

申込区分Ⅰ及びⅢの受講申込者で、併せて平成 28 年建築設備士試験を受験し合格した方は、講義及び修了審査を受講した結果、「設計製図」科目が不合格となっても平成 28 年度設備設計一級建築士講習を修了と判定することとします(申込区分Ⅰの受講者の場合、「法適合確認」科目に合格する必要があります。)。ただし、受講申込時に平成 28 年建築設備士試験の受験票の写しを添付する必要があります。

[特例措置の適用要件等]

- 受講申込書に当該年の建築設備士試験の受験票の写しを添付して提出する。
- この特例措置を受けて講習修了となった場合の修了年月日は、建築設備士試験の合格発表日とする。
- イによる申込みを行った場合には、講習の受講が免除されるものではなく、規定の講義及び修了審査を受講する必要がある。
- ニ 『申込区分Ⅰ：「法適合確認」科目合格及び「設計製図」科目合格並びに「建築設備士試験合格』又は『申込区分Ⅲ：「設計製図」科目合格及び「建築設備士試験合格』となった場合には、建築設備士資格取得による「設計製図」科目免除の特例措置は適用せず、修了審査の各科目を合格したことによる講習修了とする。(この場合の修了年月日は、修了審査の実施日とする。)

1-5. 受講手数料(受講資格審査手数料及びテキスト代、修了審査手数料を含む。(申込区分Vは受講資格審査手数料のみ))

- (1) 申込区分Ⅰ 64,800円(うち消費税額4,800円)
- (2) 申込区分Ⅱ 43,200円(うち消費税額3,200円)
- (3) 申込区分Ⅲ 54,000円(うち消費税額4,000円)
- (4) 申込区分Ⅳ 43,200円(うち消費税額3,200円)
- (5) 申込区分Ⅴ 2,160円(うち消費税額160円)

1-6. 講習の構成

- (1) 講習は、テキストを使用した3日間の講義と1日の修了審査の構成により実施します。
- (2) 受講すべき講義の一部でも欠席した場合は、修了審査を受けることができません。
- (3) 1回の講習は、下記の日程及び内容で行われる予定です。(○は受講すべき科目)

日 程	時 間	内 容	受講申込区分						
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ		
講 義	第1日	午前 10:00~12:00(2時間)	建築設備関係法令	○	○	免除	○	免除	
		午後 13:00~14:00(1時間)	建築設備設計総論	○	○	免除	○	免除	
		14:00~18:00(4時間)	法適合確認	○	○	免除	○	免除	
	第2日	午前 10:00~12:00(2時間)	電気設備の設計技術	○	免除	○	免除	免除	
		午後 13:00~15:00(2時間)	電気設備の設計技術	○	免除	○	免除	免除	
		15:00~18:00(3時間)	空調・換気設備の設計技術	○	免除	○	免除	免除	
	第3日	午前 10:00~11:00(1時間)	空調・換気設備の設計技術	○	免除	○	免除	免除	
		11:00~12:00(1時間)	給排水衛生設備の設計技術	○	免除	○	免除	免除	
		午後 13:00~16:00(3時間)	給排水衛生設備の設計技術	○	免除	○	免除	免除	
	修了審査	10月2日(日)	午前 10:00~12:00(2時間)	法適合確認	○	○	免除	○	免除
			午後 13:15~17:15(4時間)	設計製図	○	免除	○	免除	免除

1-7. 修了審査

- (1) 修了審査は、平成28年10月2日(日)全国一斉に実施します。
- (2) 修了審査は、次の表の審査区分、出題形式等により行います。(平成28年度講習テキスト参照可)

審査区分	出題形式	出題科目	出題内容
法適合確認	記述式	設備関係規定に関する科目 (空調・換気設備、給排水衛生設備、 電気設備、輸送設備)	・空調・換気設備(必須):5問 ・給排水衛生設備(必須):5問 ・電気設備(必須):5問 ・輸送設備(必須):5問
設計製図	記述式 及び製図	建築設備に関する科目 (設備計画、設備設計)	・設備計画(必須):10問 ・設備設計(選択※):各3問 ※空調・換気設備、給排水衛生設備、 電気設備の3分野から一つを選択

1-8. 講習地及び講習期間

- (1) 講習地及び講習期間は、下表の中から申込受付順に受講者の希望するところとします。
- (2) 各日程で受講希望者が集中した場合は、希望する講習地及び講習期間で受講できない場合があります。
- (3) 講習地及び講習期間は、平成28年8月上旬頃当センターから送付する受講票により通知します。

■講習地及び講習期間一覧表

会場 コード	講 習 地	講 習 期 間		講義方式※	修了審査
		講義(連続する3日間)			
AA	札幌市	9月6日(火)	~ 9月8日(木)	DVD	10月2日(日)
BA	仙台市	9月7日(水)	~ 9月9日(金)	DVD	
CA	東京都	8月24日(水)	~ 8月26日(金)	対面	
DA	名古屋市	8月31日(水)	~ 9月2日(金)	DVD	
EA	大阪府	9月5日(月)	~ 9月7日(水)	DVD	
FA	広島市	9月5日(月)	~ 9月7日(水)	DVD	
GA	福岡市	9月6日(火)	~ 9月8日(木)	DVD	

※ 講義は、東京都のみ講師による対面式で実施し、その他の講習地は全てDVD上映により実施します。

1-9. 講習地の変更

講習地の変更は、原則として、認められません。

- (1) 講 義  
講習地の変更(3日間のうち1日又は2日のみの変更を含む。)は、転勤等やむを得ない事情があり、変更希望先の会場に余裕がある場合に限り認めます。指定された講義の1週間前までに、当センター本部業務第二課(電話03-6261-3310)までご連絡下さい。
- (2) 修了審査  
修了審査の講習地は、原則として、講義を受けた講習地と同じとします。

1-10. 修了発表

- (1) 修了審査の結果等の通知 平成28年12月7日(水)(予定)  
修了審査の結果は、可否に関わらず通知します。修了者については、「設備設計一級建築士講習修了証」の発行をもって修了審査の結果等の通知に代えることとします。なお、未修了者については、その旨を記載した通知書(以下「未修了通知書」という。)を送付します。また、修了者の受講番号を記載した修了者一覧表を当センター支部の事務所等に掲示するとともに、当センターホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)に掲載します。
- (2) 修了審査の区分合格について  
平成28年度設備設計一級建築士講習の修了審査において「法適合確認」又は「設計製図」に合格した場合、本人の申請により、平成30年度の講習まで、「法適合確認」又は「設計製図」に係る講義及び修了審査が免除されます。  
※ 免除申請には未修了通知書が必要になりますので、紛失しないよう大切に保管して下さい。
- (3) 終了した講習の教材等の公表  
① 終了した講習の教材(テキスト)、修了審査の問題及び修了審査の結果の判定基準の概要については、修了発表に併せて、一定期間当センター支部の事務所において、希望により閲覧することができますようにします。  
② 当センターにおいて、「平成27年度設備設計一級建築士講習 修了審査問題集」のコピーを頒布(1部)します。  
頒布方法については、当センターホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)で案内しています。

1-11. 設備設計一級建築士証の交付手続き

- (1) 交付申請  
講習修了者は、設備設計一級建築士証の交付を受けることにより「設備設計一級建築士」の称号を得ることができます。交付申請の期間は修了日(修了審査の実施日)以後1年以内(平成29年10月2日(月)まで)ですので、必ず、この期間内に交付手続きを行って下さい。ただし、建築設備士資格取得による「設計製図」科目免除の特例措置を受けた修了者については、交付申請の期間は建築設備士試験の合格発表日(平成28年10月27日(木))以後1年以内(平成29年10月26日(木)まで)となります。
- (2) 交付申請窓口及び問合せ先 各都道府県の建築士会(4頁参照)

## § 2. 受講資格

### 2-1. 受講資格について

「一級建築士」として5年以上設備設計の業務に従事した方が対象。

また、この受講資格に関し、当該設備設計の業務と同様の取扱いが認められるものとして、平成25年国土交通省告示第732号及び国土交通省住宅局長通知(国土交通大臣認定)により具体的な業務経験が明確化されたほか、「設備設計の補助業務」及び「建築設備に関する工事監理の補助業務」については、平成25年国土交通省住宅局建築指導課長通知により、業務経験に含めない時期が設定されました。これらに基づき、業務経験として認められる業務等を、次の(1)及び(2)に示します。

#### (1) 業務経験として認められる業務

業務経験の種類	業務経験として認められる根拠規定等
設備設計の業務	建築士法第10条の2の2第2項第一号
確認審査等の業務(建築設備に関するものに限る。)	平成25年国土交通省告示第732号
建築設備士*2として従事する建築設備に関する業務*1	
確認審査等の補助業務(建築設備に関するものに限る。)	国土交通省住宅局長通知(国土交通大臣認定) (平成25年7月31日付け国住指第1433号)
工事監理の業務(建築設備に関するものに限る。)	
消防同意の審査に関する業務(建築設備に関するものに限る。)	

\*1 一級建築士となる前に行った業務を含みます。

\*2 「一級建築士」として登録し、かつ、「建築設備士」の資格も有し所定の業務経験を有する場合、講義及び修了考査のうち、「建築設備に関する科目」が免除されます。

#### (2) 過去の講習において国土交通大臣の確認を得て業務経験として認められてきた業務

業務経験の種類	業務経験として認められる根拠規定等
設備設計の補助業務* ※平成25年9月30日以前に従事していたものに限る。	国土交通省住宅局建築指導課長通知 (平成25年9月30日付け国住指第1931号)
建築設備に関する工事監理の補助業務* ※平成25年9月30日以前に従事していたものに限る。	

\* 建築士法第10条の2の2第2項第一号に定める講習の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有すると認めるものとなるには、平成25年国土交通省告示第732号第2項第一号の規定に基づき、国土交通大臣の確認を受ける必要があるため、結果的に受講資格として認められない場合があります。

(注)「業務経験」として認められないものの例を、下欄に示します。

<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年10月1日以降に従事した設備設計の補助業務</li> <li>平成25年10月1日以降に従事した建築設備に関する工事監理の補助業務</li> <li>建築設備設計以外の設計(意匠設計、構造設計等)</li> <li>建築設備以外の工事監理</li> <li>積算</li> <li>施工・施工管理</li> <li>研究・教育</li> <li>行政(確認申請の審査業務を除く。)</li> <li>土木関係の業務</li> <li>都市計画関係の業務</li> <li>環境等の業務</li> </ul>
---

### 2-2. 業務経験年数の計算方法について

- 業務経験年数を計算するに当たっては、一級建築士免許登録の日から平成28年8月23日までを業務経験期間として算入することができます。
- 「建築設備士」の資格を有する方が、設備設計に関する業務(建築士に意見を述べる業務)を行っている場合、業務経験期間の起算日は、建築設備士試験の合格年月日(昭和61年~63年に実施された資格取得のための建築設備士講習を修了された方においては講習の修了年月日)となります。

## § 3. 受講の申込み

### 3-1. 受講申込みに必要な書類

- 受講申込書(所定の用紙)  
受講申込書-A(裏面が業務経歴書・業務経歴証明書)・受講申込書-B
- 写真2枚  
無帽・無背景・正面上3分身を写した証明写真(縦4.5cm×横3.5cm)で、平成28年1月以降に撮影したもの2枚。  
写真の裏面に講習地、氏名を記入し、受講申込書-A及び受講申込書-Bの所定の欄に貼付して下さい。
- 受講手数料払込受付証明書  
受講申込区分ごとに所定の払込用紙を使用し、必ず個人別にゆうちょ銀行又は郵便局に納付し、その際発行される振替払込受付証明書を受講申込書-Aの所定の欄に貼付して下さい。
- 受講資格を証明する書類(受講申込区分により下記の書類が必要です。)

受講申込区分	受講資格を証明する書類	備考
申込区分Ⅰ (全科目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務経歴書・業務経歴証明書(申込書-Aの裏面)(下記①)</li> <li>一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書の写し(下記②)</li> <li>平成28年建築設備士試験の受験票の写し(下記⑤)</li> </ul>	過去の受講票(設備設計一級建築士資格取得講習(いわゆる「みなし講習」)を含む。)を提出することにより、下記①~④の証明書類の提出に代えることができます。
申込区分Ⅱ (法適合確認のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度又は平成27年度の設備設計一級建築士講習未修了通知書(下記③)</li> </ul>	
申込区分Ⅲ (設計製図のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度又は平成27年度の設備設計一級建築士講習未修了通知書(下記③)</li> <li>平成28年建築設備士試験の受験票の写し(下記⑤)</li> </ul>	
申込区分Ⅳ (建築設備士)	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務経歴書・業務経歴証明書(申込書-Aの裏面)(下記①)</li> <li>一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書の写し(下記②)</li> <li>建築設備士試験合格証書(昭和61年~63年に実施された建築設備士講習の修了者については建築設備士講習受講証書)の写し又は建築設備士登録証の写し(下記④)</li> </ul>	
申込区分Ⅴ (全科目免除)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度又は平成27年度の設備設計一級建築士講習未修了通知書(下記③)</li> <li>建築設備士試験合格証書(昭和61年~63年に実施された建築設備士講習の修了者については建築設備士講習受講証書)の写し又は建築設備士登録証の写し(下記④)</li> </ul>	

①業務経歴証明書(申込書-Aの裏面)は、正当な理由がない限り、第三者(下記イ~ハ)による証明が必要となります。

イ. 本人が建築士事務所に所属している場合は、当該建築士事務所の管理建築士

ロ. 本人が管理建築士である場合は、原則として事務所内の他の建築士

ハ. 個人事務所の場合や当時の管理建築士が死亡等の場合で、これらの証明ができない場合は、事務所外の他の建築士(同業者、取引先、知人でも可。)

- ②一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書を紛失等の理由で再交付手続き期間中の場合は、一級建築士免許証・免許証明書再交付申請書の写しでも可とします。
- ③申込区分Ⅱ、Ⅲ又はⅤの方は、平成26年度又は平成27年度の設備設計一級建築士講習未修了通知書を業務経歴書右側の所定の欄に貼付して下さい。
- ④建築設備士試験合格証書等を紛失された場合は、建築設備士試験合格(講習課程修了)証明書を当センターにて発行します。発行申請手続きの方法については、受講申込関係書類に同封の総合案内書を参照して下さい。
- ⑤申込区分Ⅰ又はⅢの方で、建築設備士資格取得による「設計製図」科目免除の特例措置を受ける意思のある方は、平成28年建築設備士試験の受験票の写し(受験番号の記載してある部分をA4判の用紙に原寸コピーしたもの)を提出して下さい。

#### § 4. 個人情報の取扱いについて

- ・設備設計一級建築士講習受講者の修了情報は、建築士名簿に登録されます。建築士名簿と照合が必要な場合には、建築士名簿の登録事務を行っている機関に受講申込書等の情報を提供する場合があります。
- ・収集した個人情報は、講習の情報提供等の目的で使用させていただきます。また、当財団の個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。なお、詳細については、当センターホームページ(<http://www.jaic.or.jp/>)をご覧ください。

#### § 5. 受講申込みに関する問合せ先

##### ■公益財団法人 建築技術教育普及センター

本部・支部名	〒	所在地		電話番号
本 部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町 3-6	紀尾井町パークビル	03(6261)3310
北 海 道 支 部	060-0042	札幌市中央区大通西 5-11	大五ビル	011(221)3150
東 北 支 部	980-0824	仙台市青葉区支倉町 2-48	宮城県建設産業会館	022(223)3245
関 東 支 部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町 3-6	紀尾井町パークビル	03(6261)3318
東 海 北 陸 支 部	460-0008	名古屋市中区栄 4-3-26	昭和ビル	052(261)6816
近 畿 支 部	540-6591	大阪市中央区大手前 1-7-31	OMM	06(6942)2214
中 国 四 国 支 部	730-0051	広島市中区大手町 2-11-15	新大手町ビル	082(245)8055
九 州 支 部	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-9-1	東福第2ビル	092(471)6310

インターネットホームページ(<http://www.jaic.or.jp/>)で、制度案内、受講に関する情報を提供しています。

#### § 6. 受講申込関係書類頒布場所(上記センター各支部の他、下記の場所で頒布されます。)

##### ■都道府県建築士会

講習地	頒布場所	〒	所在地		電話番号
札幌市	(一)北海道建築士会	060-0042	札幌市中央区大通西 5-11	大五ビル 6 階	011(251)6076
仙台市	(一)青森県建築士会	030-0803	青森市安方 2-9-13	青森県建設会館 1 階	017(773)2878
	(一)岩手県建築士会	020-0887	盛岡市上ノ橋町 1-50	岩織ビル	019(654)5777
	(一)宮城県建築士会	983-0862	仙台市宮城野区二十人町 301-3	宮城県建設業国民健康保険組合会館 5 階	022(298)8037
	(一)秋田県建築士会	010-0001	秋田市中通 2-3-8	秋田アトリオンビル 5 階	018(827)3718
	(一)山形県建築士会	990-0825	山形市城北町 1-12-26	山形建設会館 3 階	023(643)4568
	(一)福島県建築士会	960-8043	福島市中町 4-20	みんゆうビル 3 階	024(523)1532
東京都	(一)茨城県建築士会	310-0852	水戸市笠原町 978-30	建築会館 2 階	029(305)0329
	(一)栃木県建築士会	321-0933	宇都宮市築瀬町 1958-1	栃木県建設産業会館 1 階	028(639)3150
	(一)群馬県建築士会	371-0846	前橋市元総社町 2-5-3	群馬建設会館	027(252)2434
	(一)埼玉県建築士会	336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7	埼玉建産連会館 5 階	048(861)8221
	(一)千葉県建築士会	260-0013	千葉市中央区中央 4-8-5	建築会館 4 階	043(202)2100
	(一)東京都建築士会	104-6204	東京都中央区晴海 1-8-12	晴海トリトンスクエア B 棟 4 階	03(3536)7711
	(一)神奈川県建築士会	231-0011	横浜市中区太田町 2-22	神奈川県建設会館 5 階	045(201)1284
	(一)山梨県建築士会	400-0031	甲府市丸の内 1-14-19	山梨県建設業協同組合会館 1 階	055(233)5414
	(一)長野県建築士会	380-0872	長野市大宇南長野市宮東 426-1	長野県建築士会館 2 階	026(235)0561
	(一)新潟県建築士会	950-0965	新潟市中央区新光町 15-2	新潟県公社総合ビル 3 階	025(378)5666
名古屋市	(一)富山県建築士会	930-0094	富山市安住町 7-1	富山県建設設計会館 2 階	076(482)4446
	(一)石川県建築士会	921-8036	金沢市弥生 2-1-23	石川県建設総合センター 5 階	076(244)2241
	(一)福井県建築士会	910-0854	福井市御幸 3-10-15	福井県建設会館 2 階	0776(24)8781
	(一)岐阜県建築士会	500-8384	岐阜市藪田南 5-14-12	岐阜県シンクタンク庁舎 4 階	058(215)9361
	(一)静岡県建築士会	420-0857	静岡市葵区御幸町 9-9	静岡県建設会館 5 階	054(254)9381
	(一)愛知県建築士会	460-0008	名古屋市中区栄 2-10-19	名古屋商工会議所ビル 9 階	052(201)2201
	(一)三重県建築士会	514-0003	津市桜橋 2-177-2	三重県建設産業会館 3 階	059(226)0109
	大阪府	(一)滋賀県建築士会	520-0801	大津市におの浜 1-1-18	滋賀県建設会館 3 階
(一)京都府建築士会		604-0944	京都市中京区押小路通柳馬場東入橋町 641	京都建設会館別館 2 階	075(211)2857
(一)大阪府建築士会		540-0012	大阪府中央区谷町 3-1-17	高田屋大手前ビル 5 階	06(6947)1961
(一)兵庫県建築士会		650-0011	神戸市中央区下山手通 4-6-11	エクセル山手 2 階	078(327)0885
(一)奈良県建築士会		630-8115	奈良市大宮町 2-5-7	奈良県建築士会館	0742(30)3111
広島市	(一)和歌山県建築士会	640-8045	和歌山市ト半町 38	和歌山県建築士会館	073(423)2562
	(一)鳥取県建築士会	680-0912	鳥取市商栄町 195	大和ホール	0857(21)7280
	(一)島根県建築士会	690-0883	松江市北田町 35-3	建築会館 3 階	0852(24)2620
	(一)岡山県建築士会	700-0824	岡山市北区内山下 1-3-19	建築会館 4 階	086(223)6671
	(一)広島県建築士会	730-0052	広島市中区千田町 3-7-47	広島県情報プラザ 5 階	082(244)6830
	(一)山口県建築士会	753-0072	山口市大手町 3-8	山口県建築士会館	083(922)5114
	(一)徳島県建築士会	770-0931	徳島市富田浜 2-10	徳島県建設センター 5 階	088(653)7570
	(一)香川県建築士会	760-0018	高松市天神前 6-34	村瀬ビル 2 階	087(833)5377
	(一)愛媛県建築士会	790-0002	松山市二番町 4-1-5	愛媛県建築士会館 2 階	089(945)6100
	(一)高知県建築士会	780-0870	高知市本町 4-2-15	高知県建設会館 3 階	088(822)0255
福岡市	(一)福岡県建築士会	812-0013	福岡市博多区博多駅東 3-14-18	福岡建設会館 6 階	092(441)1867
	(一)佐賀県建築士会	840-0041	佐賀市城内 2-2-37	佐賀県建設会館	0952(26)2198
	(一)長崎県建築士会	850-0036	長崎市五島町 5-34	トーカンマンション 713 号	095(828)0753
	(一)熊本県建築士会	862-0954	熊本市中央区神水 1-3-7	熊本県建築士会館	096(383)3200
	(一)大分県建築士会	870-0045	大分市城崎町 1-3-31	富士火災大分ビル 3 階	097(532)6607
	(一)宮崎県建築士会	880-0802	宮崎市別府町 2-12	宮崎建友会館 3 階	0985(27)3425
	(一)鹿児島県建築士会	892-0838	鹿児島市新屋敷町 16-301	県住宅供給公社 326 号室	099(222)2005
	(一)沖縄県建築士会	901-2101	浦添市西原 1-4-26	沖縄建設会館	098(879)7727

※ 郵送をご希望の場合は、現金 1,080 円と切手 485 円(郵送料)と共に、〒住所・氏名を記入した宛名ラベル(横書き、8cm × 4cm 程度大きさ)を同封の上、現金書留で建築技術教育普及センター各支部宛にご請求下さい。その際、封筒表面の余白に「設備設計一級建築士講習申込書請求」と明記して下さい。

■平成 25 年国土交通省告示第 732 号〔抜粋〕

(平成 27 年 1 月 29 日一部改正公布 平成 27 年 6 月 25 日施行)

構造設計に関し建築士法第10条の2の2第1項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有する一級建築士及び設備設計に関し同条第2項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有する一級建築士を定める件

建築士法(昭和25年法律第202号)第10条の2の2第1項第二号及び第2項第二号の規定に基づき、構造設計に関し建築士法第10条の2の2第1項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有する一級建築士及び設備設計に関し同条第2項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有する一級建築士を次のように定める。

第2 設備設計に関し建築士法第10条の2の2第2項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有する一級建築士は、次の各号のいずれかに該当する一級建築士とする。

- 一 5年以上次に掲げるいずれかの業務に従事した後、建築士法第10条の2の2第2項第一号に規定する講習の課程を設備設計一級建築士証の交付の申請前1年以内に修了した一級建築士
- イ 一級建築士として従事する建築基準法第18条の3第1項に規定する確認審査等の業務(建築設備に関するものに限る。)
- ロ 建築設備士として従事する建築設備に関する業務
- ハ その他国土交通大臣が設備設計の業務と同等以上の知識及び技能を要すると認める業務

二 前号に掲げる一級建築士のほか国土交通大臣が設備設計に関し建築士法第10条の2の2第2項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士

2 設備設計の業務及び前項第一号イからハマまでに掲げる業務に従事したそれぞれの期間は通算することができる。

■国土交通省住宅局長通知(国土交通大臣認定)〔抜粋〕

構造設計及び設備設計の業務と同等以上の知識及び技能を要する業務の認定について

平成 25 年国土交通省告示第 732 号第 1 第一号ロ及び第 2 第一号ハの規定に基づき、以下の表の(ろ)欄に掲げる業務を、(い)欄に掲げる業務と同等以上の知識及び技能を要すると認める。

平成 25 年 7 月 31 日

国土交通大臣 太田 昭宏

表

(い)	設備設計の業務(第 2 第一号ハ関係)
	一級建築士として従事する次の業務
(ろ)	1. 平成 25 年国土交通省告示第 732 号第 2 第一号イに掲げる業務の補助の業務 2. 工事監理の業務(建築設備に関するものに限る。) 3. 消防長又は消防署長が建築基準法第 93 条第 1 項の規定によって同意を求められた場合に行う審査の業務(建築設備に関するものに限る。)

構造設計一級建築士講習及び設備設計一級建築士講習における  
設計等の補助業務の取扱いについて

建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)の一部を改正する省令(平成 19 年 6 月 20 日施行)により、各設計者等の責任を明確にするため、確認申請書の様式等が見直され、様式上、当該確認を受けようとする建築物の設計者及び工事監理者全員の氏名等を記載することとされたところです。これについて運用の徹底を図るため、今般、特定行政庁及び指定確認検査機関に対し別添 1 (略)の技術的助言を送付し、平成 25 年 10 月 1 日より、建築確認手続きの中で設計図書への記名押印並びに設計者及び工事監理者の確認申請書等への記載に関する確認を徹底するよう要請しました。

また、構造/設備設計一級建築士講習(以下、単に「講習」という。)においては、従来、実際に構造/設備設計を行った者は記名押印せず、意匠設計者が記名押印することが慣例的に行われてきたことに鑑み、一級建築士として 5 年以上構造/設備設計の補助業務に従事した後、講習の課程を修了した一級建築士については、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号。以下「法」という。)第 10 条の 2 第 1 項第 2 号及び同条第 2 項第 2 号に基づき、同条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項第 1 号に掲げる一級建築士と同等の知識及び技能を有すると認めてきたところですが、上記の設計図書への記名押印並びに確認申請書等への設計者及び工事監理者の記載の徹底の趣旨を踏まえ、平成 25 年 10 月 1 日以降に従事する構造/設備設計の補助業務については、同等と認める業務の中にも含めないこととする方針ですので、ご連絡いたします。なお、工事監理の補助業務についても、設計の補助業務と同様の扱いとします。

なお、建築設計関係団体に対しても、別添 2 (略)の通りこの旨通知していることを申し添えます。

戻る

(構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等)

第10条の2の2

- 2 次の各号のいずれかに該当する一級建築士は、国土交通大臣に対し、設備設計一級建築士証の交付を申請することができる。
  - 一 一級建築士として5年以上設備設計の業務に従事した後、登録講習機関が行う講習(別表第1(二)の項講習の欄に掲げる講習に限る。)の課程をその申請前1年以内に修了した一級建築士
  - 二 国土交通大臣が、設備設計に関し前号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有すると認める一級建築士